

指定一般相談支援事業運営規程

【相談支援事業所いぶき】

(事業の目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人きらりの設置経営する相談支援事業所いぶき(以下「事業所」という。)において行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づく指定一般相談支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、法第二条第一項第一号に規定する障害者等(以下「利用者」という。)の意思及び人格を尊重し、適切かつ効果的な指定一般相談支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、地域相談支援(法に基づく地域移行支援及び地域定着支援をいう。以下同じ)及び基本相談支援(以下「地域相談支援等」という。)の提供に当たっては、保健、医療、福祉、就労、教育等の関係機関と緊密な連携を図りつつ、利用者の意向、適性、障害の特性に応じて、次のとおり適切かつ効果的なサービスの提供に努めるものとする。

(1) 地域移行支援の提供に当たっては、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住宅の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他必要な支援を適切かつ効果的に行うものとする。

(2) 地域定着支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の支援を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業者は、地域相談支援等の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業者は、その提供する地域相談支援等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、法及び法に基づく事業の人員及び運営に関する基準その他関係法令等を遵守して、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 相談支援事業所いぶき

(2) 所在地 山口県長門市三隅中1470番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 *相談支援専門員と兼務
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- (2) 相談支援専門員 1名 (常勤職員 1名)
相談支援専門員は、次号に掲げる地域移行支援・地域定着支援担当者として当該職種に係る業務を行うほか、他の地域移行支援・地域定着支援担当者に対し、技術的指導及び助言を行う。
- (3) 地域移行支援・地域定着支援担当者 1名 (常勤職員 1名) *相談支援専門員と兼務
地域移行支援・地域定着支援担当者は、基本相談支援に関する業務を行うほか、地域移行支援計画及び地域定着支援台帳の作成その他の地域相談支援に関する業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後18時までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(地域相談支援の内容)

第7条 地域移行支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の住居の確保その他の地域生活への移行のための活動に関する相談及び援助
- (2) 障害福祉サービスの体験的な利用
- (3) 地域生活への移行のための単身での生活に向けた体験的な宿泊
- (4) 地域移行支援計画の作成
- (5) 前各号に付帯するその他必要な援助

2 地域定着支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 常時の連絡体制の確保による緊急時等における相談及び必要な支援
- (2) 地域定着支援台帳の作成
- (3) 前各号に付帯するその他必要な援助

(地域相談支援の提供方法)

第8条 事業者は、前条第1項に掲げる地域移行支援の提供に当たっては、以下の方法により行うものとする。

- (1) サービスの提供方法等についての説明

利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有するものによる支援等適切な手法を通じ行うものとする。

(2) アセスメント（支援する上で解決すべき課題等の把握）の実施

(ア) 適切な方法により、利用者等の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者等の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者等が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討を行う。

(イ) 利用者等に面接して行うものとする。また、面接の趣旨を利用者等に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

(3) 地域移行支援計画の原案の作成

アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者等及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、地域移行支援の目標及びその達成時期並びに地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画の原案を作成する。この場合において、事業所が提供する指定地域移行支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて地域移行支援計画の原案に位置付けるよう努めるものとする。

(4) 地域移行支援計画の作成に係る会議の開催

障害者支援施設等又は精神科病院における担当者等を招集して地域移行計画の作成に係る会議を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

(5) 地域移行支援計画の作成

(ア) 地域移行支援計画の原案の内容について、利用者等及びその家族に対して説明し、文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(イ) 地域移行支援計画を作成した際には、当該地域移行支援計画を利用者等に交付するものとする。

(6) 地域移行支援計画の変更

(ア) 地域移行支援計画の作成後においても、適宜、地域移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行うものとする。

(イ) 地域移行支援計画の変更は、地域移行支援計画の作成と同様の手順で行うものとする。

(7) 地域における生活に移行するための活動に関する支援

(ア) 利用者等の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況を的確に把握に努め、利用者等の住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他必要な支援を提供するものとする。

(イ) (ア) に規定する支援を提供するに当たっては、おおむね週に1回以上、利用者等との対面により行うものとする。

(ウ) 障害福祉サービスの体験的な利用支援については、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うものとする。

(エ) 体験的な宿泊支援については、宿泊を行うために必要な広さの居室を有するとともに、必要な設備及び備品等を備えた衛生的に管理されている場所で行うものとし、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことができるものとする。

(8) 関係機関との連絡調整等

支援を提供するに当たっては、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の退院又は退所後の地域における生活に係る関係機関との連絡調整その他の便宜の供与を行うものとする。

(9) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (8) に附帯するその他必要な支援、相談、助言を行うものとする。

2 事業者は、前条第2項に掲げる地域定着支援の提供に当たっては、以下の方法により行うものとする。

(1) サービスの提供方法等についての説明

利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有するものによる支援等適切な手法を通じ行うものとする。

(2) アセスメントの実施

(ア) 適切な方法により、利用者等の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者等の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者等が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討を行う。

(イ) 利用者等に面接して行うものとする。また、面接の趣旨を利用者等に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

(3) 地域定着支援台帳の作成

アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者等の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者等の家族等及び当該利用者等が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した指定地域定着支援に係る台帳を作成するものとする。

(4) 地域定着支援台帳の変更

(ア) 地域定着支援台帳の作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、必要に応じ地域定着支援台帳の変更を行うものとする。

(イ) 地域定着支援台帳の変更は、地域定着支援台帳の作成と同様の手順で行うものとする。

(5) 常時の連絡体制の確保等

(ア) 利用者等の心身の状況及び障害の特性等に応じ、適正な方法により、当該利用者等又はその家族との常時の連絡体制を確保するものとする。

(イ) 適宜利用者等への居宅への訪問を行い、利用者等の状況を把握するものとする。

(6) 緊急の事態における支援等

(ア) 利用者等の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに当該利用者等の居宅への訪問等による状況把握を行うとともに、当該利用者等が置かれている状況に応じて、当該利用者等の家族、当該利用者等が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援その他の必要な措置を適切に講じるものとする。

(イ) (ア)に規定する滞在による支援については、滞在による支援を行うために必要な広さの区画を有するとともに、必要な設備及び備品等を備えた衛生的に管理されている場所で行うものとし、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことができるものとする。

(7) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (6) に附帯するその他必要な支援、相談、助言を行うものとする。

(利用者等から受領する費用の種類及びその額)

第9条 事業者が地域相談支援等を提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、原則として、事業者が各市町から代理受領するものとする。

2 事業者は、地域相談支援等の提供にあつては、次条に定める通常の事業の実施地域を超えてサービスを提供したときに要した交通費について、その実費を徴収するものとする。その際、自動車を使用した場合は、通常の実施地域を超える地点から目的地までの距離に、1 kmあたり15円を乗じて得た額とする。

3 事業者は、前項の支払を受ける場合には、利用者に対して事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

4 事業者は、第1項及び第2項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証（第1項については受領証）を当該費用を支払った利用者に交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、長門市全域とする。

(苦情解決)

第11条 事業者は、提供した地域相談支援等に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受けるための窓口を設置するものとする。

2 事業者は、提供した地域相談支援等に関し、県又は市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該県又は市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して県又は市町が行う調査に協力するとともに、県又は市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が、同法85条の規定により行う調査又はあっせんにてできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(研修)

第14条 管理者は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1箇月以内
- (2) 継続研修 年2回

(秘密の保持)

第15条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 従業者であった者に、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講ずるものとする。

(記録の整備)

第16条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業者は、利用者に対する地域相談支援等の提供に関する諸記録を整備し、当該地域相談支援等を提供した日から5年間保存するものとする。

(その他)

第21条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人きらりと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。